

医政発 1002 第 16 号  
老 発 1002 第 1 号  
保 発 1002 第 1 号  
令和 7 年 10 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について」の正誤について

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について」（令和 7 年 9 月 24 日医政発 0924 第 3 号・老発 0924 第 2 号・保発 0924 第 7 号）について、別添正誤表を送付いたしますので、御了知いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）及び関係者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

(別添)

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正について」（令和7年9月24日医政発0924第3号・老発0924第2号・保発0924第7号）正誤表

該当箇所	正	誤
別紙新旧対照表 p.14 15行目 (新)	c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。 (a) 定員29人 <del>以下</del> の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。) (b) 定員29人 <del>以下</del> の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム (c) 定員29人 <del>以下</del> のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。) (d) 定員29人 <del>以下</del> の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の(1)のアの(ア)のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。) (e) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム (f) 2の(1)のア(地域密着型サービス等整備等助成事業)の(ア)に掲げる対象施設等((a)から(e)までに掲げるものを除く。)	c 小規模な介護施設等 次に掲げるものをいう。 (a) 定員29人 <del>以上</del> の特別養護老人ホーム(当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。) (b) 定員29人 <del>以上</del> の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム (c) 定員29人 <del>以上</del> のケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。) (d) 定員29人 <del>以上</del> の有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるものであって、2の(1)のアの(ア)のqの括弧書きに掲げる都道府県において整備する場合に限る。) (e) 都市型軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム (f) 2の(1)のア(地域密着型サービス等整備等助成事業)の(ア)に掲げる対象施設等((a)から(e)までに掲げるものを除く。)